第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十第二項	法附則第九条の七、
還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	徴収取扱費算定期間内
平成二十九年四月及び五月に法附則第二条の七、地方税法等の改正法附則第九条の規定により読み替えて適用される法附則第九条の七に規定する還付金等の額に相当する場合であつて、当該還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七、	平成二十九年四月及び五月に法附則第二条の七、地方税法等の改正法附則第九条の規定により読み替えて適用される法附則第九条の七に規定する還付金等の額に相当する場合であつて、渡方の正法附則第九条の六第二項及び第九条の八第二項の規定により旧地方税法等の例により計算した額が第二十九条の規定による改正前の地方税法等の例により計算した額を超えるときは、当該超える額を加算して、当該徴収取扱費算定期間内に還付された徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七、

6　平成二十九年九月から十一月まで及び同年十二月から平成三十年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第三十五条の十八、附則第六条の十一（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは、「十九分の十」とする。

（地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第五条　地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行令の目次の改正規定中「第三十五条の四の三」を「第三十五条の四の五」に、「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の六」に改める。

第一条中地方税法施行令第二条第二項第二号の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法施行令第二章第二節中第三十五条の四の三を第三十五条の四の四とし、第三十五条の四の二を第三十五条の四の三とし、第三十五条の四の次に一条を加える改正規定中「第三十五条の四の三を第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の五を第三十五条の四の六」に、「を第三十五条の四の三とし」を「から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ」に、「氏名、」を「氏名及び」に改め、「及び個人番号」を削る。

第一条中地方税法施行令第四十八条の九の十七の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第四十八条の九の十八の次に次の一条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等）

第四十八条の九の十九　法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一　相互協議（法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項において同じ。）を継続した場合であつても同条第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二　相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三　租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

2　法第三百二十一条の七の十二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3　法第三百二十一条の七の十二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一　当該猶予を受けようとする市町村民税の納税義務者の氏名及び住所

二　法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する市町村民税額並びにその年度及び納期限

三　前号の市町村民税額のうち当該猶予を受けようとする金額

四　当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

第一条中地方税法施行令第五十七条の二の改正規定の次に次のように加える。

第五十七条の二の五第二項中「第三十五条の四の五第二項」を「第三十五条の四の六第二項」に改める。

附則第一条第四号中「第三十五条の五第一項第二号の改正規定」の下に「、同令第二十条の三の改正規定（同条第二項の表法人税法施行令第百十二条第一項第一号の項の次に次のように加える部分及び同表法人税法施行令第百十二条第十二項第三号の項の次に次のように加える部分並びに第七号の二に掲げる部分を除く。）」を加え、同条第六号を次のように改める。

六　削除